

1 更生保護の本質について

具体的には、法務省の所管する更生保護は、単なる更生保護対象者の社会復帰を支援することのみであるのか、再犯防止（犯罪防止）、ひいてはその対象者の監視をも含むのか、ということである。

この点は、今後の更生保護の基本戦略を構築する上でも、保護観察官の意識（思想）を指導する上でも基本的な事項である。いずれととらえるかによって、保護観察官の行動の在り方、特に対象者の再犯防止を基本的任務であるかという根本的な差異を生じる。

私は、国の所管する更生保護とは、対象者の社会復帰を支援することによって再犯を防止し、もって刑事司法としての責務を全うすることが、更生保護の本質的な任務ととらえることが重要であると考え、従来この点が必ずしも意識的にとらえられておらず、対象者の社会復帰の支援に偏重していたように思われる。これでは、せいぜい刑事政策（社会政策）の一環にすぎず、刑事司法の高みにまで位置付けすることはできないと考える。

もちろん現有保護観察官の勢力のみでは、これは到底叶わないことであって、刑事司法の一環ととらえてそのための態勢を整える必要があり、そのようにとらえることが喫緊の課題である。そして、この基本的な考え方を明確に策定すること（できれば法律に明確に記載すること）が、今回の有識者会議の効果を決定的に打ち出すことのできる最も重要な事項であると考え。

しかしまた、そのことは、保護司の任務を再犯防止（対象者の再犯をしないことの監視）まで含めることを意味しない。保護司は、あくまでボランティアであって、保護司の望む範囲で協力してくださるのであり、保護司が対象者の社会復帰、支援のみをしたいというのであれば、それはそれで感謝すべきことであり、それで十分であると考えなければならない。保護観察官が対象者の再犯防止を任務とする以上、その対象者を監視することが任務になり、保護司がそこまではできないというのであれば仕方がないことであるからである。

2 保護司の報酬制について

最近、保護司の新たな確保に困難が生じていると聞く。その原因を分析

することが重要であるが、もしその傾向を避けることができないとすれば、そろそろ保護司の報酬制について、一度本格的に検討してみてもどうか。この問題は、保護司の皆さんから十分に意見を聴取して決めるべきであり軽々に決めるべきことではないとも思うが、重要な事柄であり、是非検討していただきたいと思う。

3 保護観察期間の延長について

参考人聴取をした結果では、保護司の方々は、保護観察の期間が余りに短かすぎるとの意見が多い。実情を把握した上で、制度的に保護観察期間を柔軟に延長することができないか、検討する必要があるように思う。

4 地方更生保護委員会の在り方について

地方更生保護委員会のことを、高等保護観察所とはいわない。地方更生保護委員会は、仮釈放の審査をしているのであるが、他方で保護観察所の管区的な役割を有しているはずである。しかし、法律上、各委員会は、傘下の保護観察所を、個々の保護観察対象事件について指導、指揮することができる法制になっているのかどうか、改めて検討する必要がある。保護局の指導、指揮を地方に徹底するためには、全国的な指導態勢を法律的にも完備する必要がある。